

令和5年度第11回南相馬市小高区地域協議会 会議録

- 1 日 時：令和6年2月6日（火）
午後1時30分～午後2時10分
2 場 所：浮舟文化会館 研修室

【出席委員名 12名】

会 長	林 勝 典	委 員	渡 邊 静 子
副会長	阿 部 貞 康	委 員	小 牛 田 一 男
委 員	末 永 義 人	委 員	飯 塚 宏
委 員	小 林 友 子	委 員	末 芳 治
委 員	半 谷 善 弘	委 員	杉 重 典
委 員	西 山 喜 代 子	委 員	志 賀 由 紀 夫

【欠席委員 3名】

委 員	本 田 博 信	委 員	半 谷 恵 美 子
委 員	堀 内 洋 伯		

●南相馬市職員

小高区役所長	佐々木 忠
小高区地域振興課長	佐藤 克巳
小高区地域振興課おだかぐらし担当	志賀 和浩
小高区市民総合サービス課長	高野 真至
小高区地域振興課自治振興担当係長	安部 良一
小高区地域振興課副主査	大場 優
市民生活部次長兼市民課長	佐藤 弥生
市民課窓口サービス係総合相談担当係長	馬場 千津子

1. 開 会

○事務局

只今より令和5年度第11回小高区地域協議会を開催いたします。本日の会議の成立要件につきまして、事務局より報告を申し上げます。

本日の欠席委員は、本田 博信委員、堀内 洋伯委員、半谷 恵美子委員です。地域協議会委員15名中、12名の出席ということで、過半数を超えております。協議書10(2)により、本日の会議は成立しております。初めに、林会長からご挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

小高区地域協議会 林会長よりあいさつ

3. 議 事

○事務局

議事の進行については、規定により、会長が会議の議長となります。林会長、よろしくお願いいたします。

(1) 署名人の指名

○林会長

それでは、次第により議事を進めてまいります。

まず、会議録署名人の選任についてですが、会議録署名人については、議長選任でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、今回の会議録署名人は、阿部 貞康 委員、末永 義人 委員の2名にお願いします。

(2) 報告事項

南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入に係る

パブリックコメント手続の実施について

○林会長

それでは、まず(2)の報告事項「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入に係るパブリックコメント手続の実施について」を議題といたします。担当課より説明をお願いします。

市民課 資料1により説明

○林会長

それでは、ただいまの説明について、ご質問があればお願いします。

○末委員

資料1-3の「5 手続きに必要な書類」として記載されている、(5)～(8)の書類が具体的にどのようなものなのかご説明いただきたい。

○窓口サービス係総合相談担当係長

ファミリーシップを宣誓する場合に必要な、「(5) 対象者との関係を確認できる書類」・「(6) 双方又は一方と生計が一であることを確認できる書類」については、戸籍謄本を想定しております。戸籍謄本には、親子であることや、養親であることが記載されておりますので、そちらをご提出いただくようになります。

「(7) 通称名を使用する場合」ということについては、外国人の方であれば住民票に通称名を載せていたり、外国人登録証に通称名で載っていることがございますので、そちらで確認をさせていただきたいと思っております。

○末委員

「日本人の場合」は、ここの説明に「外国人の場合」という記載がなければ、日本人も通称が使えるように読めてしまうのでは。

○窓口サービス係総合相談担当係長

ご意見ありがとうございます。こちらに「外国人の場合」という説明を追記させていただきたいと思っております。

○末委員

この制度について、福島県で1自治体しか導入をしていないということですが、市としては何組ぐらいいるという想定なのですか。

○窓口サービス係総合相談担当係長

市として、何人くらいこの制度に該当する方がいるかという具体的な人数は把握しておりませんが、南相馬市で人権条例を策定する際、人権に関する市民意識実態調査というものを行っております。こちらの調査に、性別を記載する欄があり、「男性・女性・その他」という項目を設けていたのですが、その他にチェックを付けていただいた方が、全体の0.5%おりましたので、この中にはLGBTQと呼ばれる方が含まれているだろう、と考えております。また、この制度を実施することで、実際にLGBTQの方たちから「こういう制度を待っていた」というお声もいただいております。

ただ、LGBTQ の方の中にはセンシティブな問題ということもあり、知られたくないという方もいらっしゃいます。実際市内にどのくらいの方がいらっしゃるかを把握することは大変難しい問題だと考えておりますが、LGBTQ の方の生きづらさを少しでも軽減したいという思いから、この制度の導入を考えておりますので、実際どのくらいの方がいるかということは、そこまで重要にはとらえていないところでございます。

○小林委員

市としてこの受領証や証明カードを発行した方たちに対して、なにか手当や補助に当てはめる、というようなものがあるのでしょうか。これがなくても、世間的には「そういう関係だよ」と認知はされていると思う。夫婦や家族としての権利を認めるだけで、市として手当とかそういうのがないのに、なぜ証明カードとかが必要なのかわからないので、お伺いしたいです。

○窓口サービス係総合相談担当係長

こちらの制度を実施するにあたり、提供できる行政サービスについても各課と協議をしております。その中で、課税証明書・納税証明書などについては、同居していて同一世帯であれば、パートナーシップ証明カードをご提示いただくことで、委任状がなくても発行が可能になるだろう、ということで協議をしております。また、犯罪被害者に対する見舞金や転居費用に対する給付についても、パートナーシップを証明することで親族と同等にみなされるということで、協議を進めております。土地の承継に当たる申請もできるだろう、ということで担当課と協議を進めております。詳細につきましては、パートナーシップ制度が始まるまでには、ホームページ等で公表したいと考えております。

行政サービス以外では、携帯会社の家族割を利用できるとか、銀行のペアローンを組むことができるなど、各企業でのサービスもありますので、証明カードがあることによって、そういうサービスを受けることができるようになる、ということも想定しているところであります。

○志賀委員

手続きに必要な書類について、「ファミリーシップを宣誓する場合には」という記載はありますが、「パートナーシップを宣誓する場合には」という記載がありません。パートナーシップを宣誓する場合はどうやって事実確認をするのでしょうか。「9 市が交付する証明書又は証明カードの返還」の中で、「(1) パートナーシップ関係が解消されたとき」とありますが、これについてもどうやって事実確認をするのでしょうか。異性同士の通常

の婚姻関係ですと、戸籍謄本等を持ってくればわかりますが、そういうものがないのでどうかたちで事実認定するのか、解消する場合はどうやって確認するのか、お伺いしたいです。

調べたところ、東京では、条例で定める「渋谷型」と要綱として認める「世田谷型」があるようですが、南相馬市はどちらのタイプで持っていくのか。ただ宣誓制度だけで終わるのか、お伺いしたいです。

○窓口サービス係総合相談担当係長

パートナーシップの宣誓についてですが、要件として「成年に達していること」とありますので、こちらについては本人確認書類で確認をします。住所についても住民票等を提出していただきます。「手続きに必要な書類」として(3)住民票の写し、(4)戸籍抄本を確認させていただいて、配偶者がいないことを確認させていただきます。パートナーが他の方とパートナーシップの関係にないことを書類上で確認するのは難しいと思いますが、「(2) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書(市が定める様式)」の中で、『他の方とパートナー関係にない』という内容をチェック項目として入れております。そういったかたちで本人の申し出によって、確認をさせていただきます。パートナー関係が解消されたときについても、本人の申し出でしか確認することができませんので、申し出によって、返還届を提出していただいて証明カードを返還していただくようになります。

○志賀委員

申し出で大丈夫ということですね。あまり深く追及すると、人権問題になるな、と思ってお伺いしました。

○窓口サービス係総合相談担当係長

条例か、要綱かというご質問についてですが、南相馬市は要綱を制定させていただいて、導入する方向です。

○林会長

今回は概要版ということで、パートナーシップとファミリーシップが同じような書き方をされているのですが、これを実際に行う場合には、「パートナーシップの宣誓制度はこういうものです」、「ファミリーシップの宣誓制度はこういうものです」というのを分けておかないと、どちらがどういふものなのかというのがわかりにくくなってしまいます。そこを分けて書いていただくことを要望として申し添えておきます。

○阿部委員

前回の地域協議会で「人権施策推進計画」の説明がありました。実際に、現在パブリックコメント手続が実施されていて、今回ご説明いただいたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についても、パブリックコメント期間中ですよ。人権施策推進計画の中にいろいろな施策の課題があって、このパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についても、その中の1つですよ。そうすると、人権施策の中で、これが最優先ということなんでしょうか。LGBTQといわれても、みんなよくわからないし、法律ができたといっても、その法律もどんなものかわからないですよ。そのうえで、皆さんに周知・理解してもらうために、パートナーシップ・ファミリーシップを導入する。じゃあ、宣誓して本人にどんな効果があるのか、周囲にどんな影響を与えていくのか、理解を得ていくのかがよくわからない。庁議も何度かやっているようですが、そのような意見、話し合いは庁内でなかったのでしょうか。

○市民課長

人権施策推進計画の中で、各課題を出ささせていただいております。子ども・高齢者・障がい者・男女共同参画の計画については、それぞれパブリックコメントに別途かけておりますが、そちらの方で人権に関する施策は設けております。LGBTQに関しましては、男女共同参画の中での「ジェンダー」のところとの調整が必要な部分かとは思いましたが、昨年3月議会の中で人権条例を提案させていただいた際、議会からの「(LGBTQについて) 検討しないのか」という提案もありまして、人権条例を定める際に、(LGBTQについて) 検討するという方向性を定めた中で、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を優先して取り上げた、という経過がございます。庁議の中では、「なぜこれが先なのか」という議論はありませんでした。

性的マイノリティの方の生きづらさは私たちには捉えづらい問題です。この宣誓制度に法的な効力はありませんが、要綱を作ることで性的マイノリティである方の不安を解消し、自分らしく安心して暮らせる南相馬市を作っていくことは、人権条例の目的の1つでもございます。今後、これをきっかけに社会的な理解促進につなげ、多様性が尊重されるために、設置するものでございます。

○阿部委員

わかりました。でも、生きづらさを抱えている人は、他にもいっぱいいるのではないのでしょうか。障がい者や高齢者もそうです。犯罪被害者やその家族、もっと言うと出所してきて社会生活に慣れようとしている方の理

解も必要なんじゃないかと思うのです。実際に調べていないという話でしたが、全国で約9%のLGBTQの人より、南相馬市内では障がい者や高齢者のほうが多いのではないかと思うのです。これはこれで進めていくにしても、もっと違う方面で「人権とはなんなのか」というのを周知しながら施策を進めていかないと。理解しきれないうちに施策が進んでも効果がないので、今後実施計画の中で取り組んでいってもらいたいと思います。

○飯塚委員

おっしゃる通りだと思います。人権はやっていけばやっていくほど、範囲が広がっていきます。深いところまで行くと、0.1%とかしかいないような特性の方にまで対応しなくてはならない。そういうことも含めながら、「とにかくみんなで人権について考えましょう」ということで始めて、暗中模索でやっていきましょうということなんだと思います。

○林会長

人権条例を発布する段階でどこまで踏み込んでいくか。条例に沿って運用していくために推進協議会を作っている。今後いろいろな問題が出てくると思うので、その都度揉んでいかなければならない。それを推進協議会で協議しながら進めていただければ問題ないかと思います。

○阿部委員

施行期日が令和6年5月13日とありますが、なぜこの日なのか。

○市民課長

今年度末までに人権推進計画並びに宣誓制度を導入させていただき、4月は制度の周知をさせていただきます。こちらの手続きについては予約も必要になるため、繁忙期を避けた5月のゴールデンウィーク明けを施行日とさせていただきますところでは。

○林会長

これ以外に、皆様からご意見はありますか。

○林会長

なければ、報告事項については以上となります。

4. その他

(1) 次回開催について

○林会長

それでは、4. その他に入りたいと思います。

「次回開催について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局より説明

(2) その他

○林会長

その他、委員の皆様、事務局より何かございませんか。

なければ事務局にお返しいたします。

5. 閉 会

○事務局

以上をもちまして、令和5年度第11回南相馬市小高区地域協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

令和5年度第11回小高区地域協議会会議録

小高区地域協議会長 林 勝典

会議録署名人 阿部貞康

会議録署名人 末永義人